

諮問実施機関：滋賀県公安委員会

諮問日：令和2年5月21日（諮問（個）第3号）

答申日：令和3年4月13日（答申（個）第1号）

内容：「平成〇年および平成〇年に、〇〇警察署が特定人の変死事案に関して調査した内容が分かる死体調査等結果報告書および回議書中の添付された刑事訴訟に関する書類」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報開示請求

令和元年10月30日、審査請求人は、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（請求する保有個人情報の内容）

平成〇年および平成〇年に、〇〇警察署が亡夫の変死事案に関して調査した内容が分かる当該夫の個人情報

2 実施機関の決定

令和元年12月6日、実施機関は、次の公文書に記載された保有個人情報を本件開示請求に係るものと特定し、別表「不開示部分」欄記載の情報を同表「不開示理由」欄記載の理由により不開示とした上で、条例第19条第1項の規定に基づき、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (1) 死体調査等結果報告書（〇〇警察署－〇〇〇〇号、死亡者不詳のもの。以下「報告書1」という。）
- (2) 回議書（起案日：平成〇年〇月〇日付のもの）
- (3) 死体調査等結果報告書（〇〇警察署－〇〇〇〇号、死亡者〇〇〇〇のもの。以下「報告書2」という。）
- (4) 死体及び所持品引取書（平成〇年〇月〇日付のもの）

- (5) 死体及び所持品引取書（平成〇年〇月〇日付のもの）
- (6) 本件検視事案に関し作成された刑事訴訟に関する書類

3 審査請求

令和2年2月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、次に掲げる部分の不開示決定を取り消し、これらを開示するよう求める。

- (1) 報告書1中の調査等補充報告書1頁18行目から27行目までの一部
- (2) 報告書1中の調査等補充報告書1頁27行目の一部および2頁14行目から15行目までの一部
- (3) 報告書1中の調査等補充報告書4頁20行目から26行目まで
- (4) 報告書2中の「添付された刑事訴訟に関する書類」の部分
- (5) 本件検視事案に関し作成された刑事訴訟に関する書類の部分

2 審査請求の理由

(1) 上記1(1)の部分について

遺骨の発見者から発見場所である「山中の状況」について聴取結果を記載したものであり、「発見状況」の聴取結果を開示しながら「山中の状況等」についての聴取結果を不開示とすることに合理的理由があるとは考えられない。

同じ通報者からの聴取内容のうち、一部を開示し、一部を開示しないのであれば、これを区別する合理的な理由が必要である。実施機関は、通報内容の如何ではなく、秘密厳守を前提に警察に通報した通報者の警察に対する信頼が失われると主張するが、もしそうであれば「発見状況」を開示したことにより、すでに通報者の信頼は失われているはずであり（信頼が失われないからこそ「発見状況」部分を開示したと考えられる）、当該部分を開示することにより生じる新たな支障は存在しない。

また、条例第15条第7号が定める「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合」とは、支障を及ぼす具体的な危険がある場合をいうと解すべきところ、実施機関の主張は、通報者の通報内容はその内容にかかわらず、全て条例第15条第7号

に該当するというに等しく、通報者の警察に対する信頼毀損のあくまで抽象的な危険を主張しているに過ぎない。

(2) 上記 1(2)の部分について

当該部分には、発見者の「山中の状況」についての聴取内容に対する警察官の評価、遺骨の発見現場の状況について警察官の評価が書かれているものと推測されるが、いずれも 1 行に満たない断片的な記載であるにすぎず、審査請求人が作成警察官を追及するなどということはあり得ず、よって警察官が今後事由かつ率直な意見や判断を記載することを躊躇する事態が生じることは考え難い。

また、警察官の専門的知識と経験に基づいた評価および判断が記載されているのであれば、これが開示されても、同種事案において警察官が専門的知識と経験に基づいた評価および判断をすればいいだけのことであって、そのことに支障が生じるとは考えられない。

(3) 上記 1(3)の部分について

山林の状況は「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報」、「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当しない。仮に個人識別情報が含まれるのであれば、その部分だけを不開示にすればよく、7 行にわたって不開示にする必要はない。

また、(1)と同様の理由により、これらの情報が条例第 15 条第 7 号の「開示することにより当事者等の信頼関係が損なわれ協力が得られなくなるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の執行に支障を及ぼすおそれがある」情報に該当するとも考え難い。

(4) 上記 1(4)および(5)の部分に係る条例の適用除外について

条例第 50 条第 2 項の規定により適用除外とされた部分に関し、処分庁は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 第 2 項の規定により適用除外とされている「訴訟に関する書類」に該当すると主張するが、本件事案については、現在、捜査は行われておらず、将来刑事訴訟が開始される見込みはない。よって、当該部分は、刑事訴訟法第 3 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類」には該当しないというべきである。

また、不開示理由を推測すると、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 14 条第 1 項第 5 号「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当すると判断しているのではないかと考えられる。しかし、行政機関個人情報保護法第 14 条第 1 項第 5 号は刑事訴訟に関する書類全てを適用除外としているわけではなく、開示することにより「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由」が必要であるところ、これらの文書には、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支

障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」以外の情報が含まれると考えられることから、少なくともこれらについては開示されるべきである。

(5) 理由付記について

上記1(4)および(5)の部分については、条例の適用除外に関し、行政機関個人情報保護法その他の法律のどの規定に該当するか説明されておらず、不開示となった具体的な理由を把握することができない。また、開示を受けた上記1(4)の部分については2頁にわたって一面黒色に塗られているのみであって、それによっても、当該部分が個人情報開示の除外事由に当たることが明白であるとは言えない。よって当該不開示決定は、行政手続法第8条に違反して違法である。

(6) 不開示とするかどうかの判断について

特定された保有個人情報が開示となる情報に該当するか否かについては、当該個人情報を開示することによって弊害が生じる具体的な危険が認められる場合に、開示されることによって当該個人が受ける権利利益と開示に伴って発生する弊害とを適切に比較衡量して慎重に決せられるべきである。

審査請求人は、散歩に出かけた夫の帰りが遅いと感じて探しに出かけたとき、玄関の鍵をかけたことを痛切に悔やんでいる。一旦戻ってきた夫が家に入れず、再び出かけたため、こんな事態になったのではないかと思うからである。夫が非業の死を迎えなければならなかった事情を少しでも明らかにしたい。審査請求人は、それだけを目的に残りの人生を生きている。審査請求人は、〇〇警察署から、遺骨発見の知らせを受け、DNA鑑定の結果、夫の遺骨であることがわかったとの報告を受け、遺骨の返還を受けたのみで、それ以外の情報は与えられていない。遺骨が発見されたときの状況、通報を受けて現場に警察官が臨場した際の現場の状況、大勢の人が捜索したにもかかわらず、3年以上もの間、遺骨が発見できなかった理由など、審査請求人は、警察の業務に差し支えない範囲で可能な限りの情報を得たいと考えている。審査請求人の立場、切なる思いを汲み取っていただき、これと比較して不開示とされた情報に不開示にしなければならない具体的な理由があるのか、慎重な比較衡量をお願いしたい。

(7) 裁量的開示について

仮に、処分庁が開示とした情報が、条例が定める不開示情報に該当するとしても、条例第17条が定める「裁量的開示」をすべき事情がないのか、慎重に御判断いただきたい。また、適用除外とされた部分についても、捜査および裁判に対する具体的な弊害を考える必要がない現在、審査請求人の利益を保護するために特に必要があると認められるから、これらの情報は開示されるべきである。

(8) 開示された情報の不審点について

報告書1と報告書2では、検視日や認知時間についての記載内容が異なるが、なぜこの

ような違いが生じるのか、理解できない。また、本件開示請求の前に審査請求人が行った個人情報開示請求に対し、令和元年8月6日に実施機関から開示を受けた「行方不明者届受理票（乙）」（〇〇警察署平成〇年〇月〇〇〇号）では、死亡確認の日時が平成〇年〇月〇日午前10時30分となっており、この日付が何の日付かもわからない。さらに、報告書1および報告書2の中にそれぞれ「死体取扱従事員表」という文書があるが、報告書1には日付がなく、報告書2には平成〇年〇月〇日と記載されている。人骨発見の届出があったのは平成〇年〇月〇日午前10時00分であるが、なぜその3日前に死体取扱従事員表が作成されているのかも理解できない。今回の不開示部分の開示によってこの不審点が解消されるのかはわからないが、可能な限りの情報を得て、こういった不審点も可能な限り解消したいと考えている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った本件処分は妥当である。

2 本件対象公文書の性格等について

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因身元調査法」という。）第4条第2項には、警察署長は「犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体を除き、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。」等と規定されている。滋賀県警察では、死因身元調査法に基づき行う死体の見分について、公共の福祉、公衆衛生等行政上の目的からこれを実施していることから、「行政検視」と呼称している。

一方、刑事訴訟法第229条第1項には、「変死体又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。」と規定されており、また同条第2項には、「検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。」と規定され、司法警察員が当該検視を行うことがある。この場合に行う検視を、「司法検視」または「代行検視」と呼称している。同司法検視に関し、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）第5条には「刑事訴訟法第229条第2項の規定により変死体について検視する場合においては、医師の立会を求めてこれを行い、すみやかに検察官に、その結果を報告するとともに、検視調書を作成して、撮影した写真等とともに送付しなければならない。」と規定されている。

いずれにしても、行政検視、司法検視（代行検視）、解剖等を行った際には、その結果が

文書や写真として作成されるものであるが、これらの文書等には、主に死者に係る情報として、死者および発見者等の住所、氏名、性別等の他、発見日時、場所および発見当時の状況等が記録される。

なお、滋賀県警察においては、犯罪死であるか否かを問わず、死体調査等結果報告書を作成することとしている。

3 不開示の理由について

(1) 第3の1(1)について

開示請求者以外の者からの聴取内容であり、開示することにより、当事者等との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、不開示としたものである（条例第15条第7号該当）。

不開示とした箇所には、変死体の発見者からの山中の状況等について、通報者である発見者からの聴取結果が記載されている。

一般に通報者は、様々な事情や差し迫った状況で警察へ通報することが予想されることから、通報内容の一部が明らかになることによって、特定の通報者が警察に通報を行った事実が、被疑者等の関係者に判明する場合も十分に認められ、とりわけその通報内容が犯罪であると思料される事案である場合、通報者が被疑者等の関係者から不当な圧力を受け、さらにはその生命、身体および財産等が危険にさらされるなど、その権利利益が著しく侵害されるおそれが十分に認められる。

警察に対する通報は、通報内容または警察に通報したという事実が守られるという前提のもとに任意に提供された情報であり、その通報内容の如何ではなく、こうした通報に係る情報を開示したという事実により、秘密厳守を前提に警察に通報した、通報者の警察に対する信頼が失われるとともに、今後の捜査の状況の変化によっては犯罪死と判断される可能性がないとも言い切れないことから、犯罪に係る通報であった場合、今後警察に通報しようとする者が、自分が通報した内容等が関係者に開示されるのではないかとといった不安を抱き、警察への通報を躊躇する結果、犯罪等が警察に通報されなくなるおそれがある。

審査請求人は、「発見状況」の聴取結果を開示しながら「山中の状況等」についての聴取結果を不開示とすることに合理的理由があるとは考えられない旨主張する。

「発見状況」および「山中の状況等」については、いずれも通報者からの聴取内容であり、開示請求者以外の特定の個人からの聴取内容であるが、「発見状況」については、遺体が発見された際、〇〇警察署が遺族である審査請求人に対して遺族に説明すべき遺体発見時の状況として説明した内容であり、審査請求人の既知事項であることから開示したものである。一方で「山中の状況」については、警察が通報者から聴取した、通報者でなけ

れば知り得ない事項等が具体的に記載されており、条例第 15 条第 2 号にも該当する。

(2) 第 3 の 1 (2) について

本件事案に関する警察官の評価や判断等に係る情報であることから、開示することにより、記載された内容について言及されることをおそれ、自由かつ率直な意見や判断を記載することを躊躇するなど、今後の検視業務等の適正な遂行や事案処理に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、不開示としたものである（条例第 15 条第 7 号該当）。

不開示とした箇所には、本件検視事案において発見場所における実況見分を行った警察官の専門的知識と経験等に基づいた評価および判断が記載されている。

これらは、変死現場に臨場した警察官が、発見者および関係者等から聴取した内容と実況見分等により取得した客観的事実や警察官の専門的知識と経験などをもとにして、一時的、主観的に判断した内容、講じた措置および方針が記載されているものであり、この情報を基にして将来的に捜査を行っていくか否かは、作成時点では未確定となる性質のものである。よって、これらを開示したという事実により、本件事案のみならず、今後の同種事案の捜査等において、記載された内容について追及されることをおそれ、自由かつ率直な意見や判断を記載することを躊躇するなど捜査における適正な業務の遂行や事案処理に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 第 3 の 1 (3) について

開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であることおよび開示請求者以外の者からの聴取内容であり、開示することにより、当事者等の信頼関係が損なわれ協力が得られなくなるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、不開示としたものである（条例第 15 条第 2 号および第 7 号該当）。

不開示とした部分には、関係者から聴取した内容が、一連の文章として記載されている。

当該情報は、当該関係者しか知り得ない事項であることから、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、条例第 15 条第 2 号に該当する。当該情報は、聴取に係る内容が一連の文章として記載されていることから部分除外はできず、一部開示もできないことも明らかであり、かつ、条例第 15 条第 2 号ただし書のいずれにも該当しないと判断したことから、聴取内容全体を不開示としたものである。

また、これらの情報は、警察に対する情報提供は情報提供者および情報提供をしたという事実に関する秘密を守るという信頼関係に基づき、氏名や発見現場の状況等、自ら知り得る情報として警察に任意に提供された情報である。本件事案については、聴取時点では事件性は判然とせず、また、今後の捜査の状況の変化によっては、犯罪死と判断される可

能性がないとも言い切れないことから、当該情報を開示することにより、警察への情報提供を行ったという事実が被疑者等の関係者に判明する可能性も十分に認められ、その通報内容が犯罪であると思料される事案である場合、通報者が被疑者等の関係者から不当な圧力を受け、さらにはその生命、身体および財産等が危険にさらされるなど権利利益が著しく侵害されるおそれが十分に認められる。

従って、提供に係る情報を開示したという客観的事実により、自分が提供した情報等が公開され、情報提供した事実が被疑者等の関係者に判明するのではないかとといった不安を抱き、警察に通報することを躊躇することとなり、その結果、犯罪等が警察に通報されなくなるおそれがあることから、条例第15条第7号にも該当する。

なお、これらの情報が記載されている「聴取結果」の項目について、発見現場となる山およびその周辺の情報は開示となっているが、これらは、複数の関係者からの聴取結果および実施した調査の結果を警察官が要約して記載したものであり、客観的事実でもあることから、特定の個人からの聴取内容には該当しないと判断して開示した。

(4) その他の不開示部分について

報告書1中の調査等補充報告書4頁7行目および16行目に発見現場の直近の所有者の氏名の記述があり、不開示となっている。また、報告書2中の死体調査等記録書の「発見場所」欄には所有者の氏名の記述があるところ、これは審査請求人にも説明している内容で、またその住所等も登記簿等で確認すればその所有者は判明することから開示している。このことについて、前者は「直近の所有者」であるのに対し後者は「所有者」であり、それらが指し示す内容は同一ではないことから、前者については審査請求人の既知事項ではないとして、不開示とした。

(5) 第3の1(4)および(5)に係る条例の適用除外について

条例第50条第2項の規定により、条例の適用除外とされている情報である。

本件事案については、殺人および死体遺棄等の事件性の観点から「司法検視」を実施し、通報者および関係者からの事情聴取を行うとともに、発見現場等に対する見分その他刑事訴訟法に基づく所要の捜査を行い、本件開示請求の対象公文書となった文書のほか、刑事訴訟に関する書類を作成した。その後、刑事訴訟法第225条の規定に基づき、作成した刑事訴訟に関する書類などを証拠資料として、〇〇簡易裁判所に対し、被疑者不詳による殺人事件として鑑定処分許可状を請求した。

作成した刑事訴訟に関する書類の一部は、検視規則第5条の規定により、〇〇地方検察庁に送付している。

なお、本件事案に限らず、検視事案に関する書類は、殺人の公訴時効が撤廃されたことから、後に殺人事件であることが判明した場合に備え、各警察署において永久に保管されることになる。

条例第50条第2項には、第2章第3節（開示、訂正および利用停止等）および第4節

(審査請求)の規定は行政機関個人情報保護法その他の法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない旨規定し適用除外となることが明記されている。

刑事訴訟法第53条の2第2項には、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章(中略)の規定は、適用しない。」旨規定されていることから、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については、条例の適用除外となる。

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件または被告事件に関して作成され、または取得した書類をいうと解すべきであるところ、第3の1(5)の「本件検視事案に関し作成された刑事訴訟に関する書類」は、一部が〇〇地方検察庁に送付されているものの、不送付書類および送付記録の写しは、現在の〇〇警察署において保管されている。しかしながら、検察庁に送付されなかった刑事訴訟に関する書類であっても、これらが捜査過程において作成または取得された文書であることは何ら変わらず、刑事訴訟に関する書類という性質を失うものではない。

刑事訴訟に関する書類は、その大部分が個人に関する情報であることから、開示することにより、被疑者、被害者および関係者の名誉やプライバシーを侵害するおそれがあるほか、事件捜査が不当な影響を受けるなど、犯罪捜査、公訴の維持、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものと認められる。

また、開示されることを危惧して、関係者が今後の捜査等への協力を躊躇するおそれがあるなど、将来の捜査および刑事訴訟手続に支障を及ぼすおそれが十分に認められ、よって、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当すると認められる。

なお、訴訟に関する書類に該当するか否かについては、その公文書の内容および性質等に基づいて、個別・具体的に判断されるものであると考えるが、原則としては次の場合に、訴訟に関する書類に該当すると考えている。

- ア 特定の被疑事件に関し、司法警察職員捜査書類基本書式例その他法令等で定める書式(以下「司法書式」という。)によって作成された書類
- イ 刑事訴訟法の制度により作成および取得された書類
- ウ 司法書式以外により作成された書類のうち、刑事訴訟関係法令の規定に基づいて検察庁に送致および送付された書類

死体調査等結果報告書については、死因身元調査法を根拠に、遺族等の不安の緩和または解消および公衆衛生の向上に資し、市民生活の安全と平穏を確保するという目的で作成されるものであることから、訴訟に関する書類には該当しないと判断し、本件対象文書として特定している。

また、第3の1(4)の「添付された刑事訴訟に関する書類」についてであるが、これは死体調査等結果報告書の作成を支援する、滋賀県警察が管理する業務支援システム内に保存されていた電磁的記録を印刷したものである。司法検視（代行検視）においては、死体調査等結果報告書とともに、刑事訴訟法第229条に基づく検視調書が必ず作成され、同検視調書は他の刑事訴訟に関する書類とともに検察庁に送付されることになるが、死体調査等結果報告書と検視調書には、記載に共通する項目があることから、死体調査等結果報告書を作成する際に同システムに入力した内容が検視調書の様式にも反映され、同時に検視調書が作成されることとなる。よって、死体調査等結果報告書と同時に作成される検視調書が一体のデータとして保存されていたことから、これらを一つの本件対象公文書として特定したものである。

なお、当該検視調書は、正確には刑事訴訟に関する書類の一つである検視調書の写しであるが、実際に作成した刑事訴訟に関する書類の内容と同一の内容が記載されていることから、同様に適用除外となると考えている。

(6) 理由付記について

条例の適用除外については、審査請求人および代理人に対して、本件開示請求時に、根拠法令を記載した印刷物を提示した上、条例第50条第2項の規定により司法警察職員が行う処分および刑事訴訟に関する書類は適用除外となる説明を行っており、代理人がその印刷物を持ち帰っている。また、保有個人情報一部開示決定通知書の交付を行う際にも、刑事訴訟に関する書類については、適用除外とした旨およびその理由を口頭で説明している。

刑事訴訟に関する書類が条例第50条第2項の規定により適用除外となることについては、条例により明確に規定されており、一部開示決定通知書の記載と、保有個人情報開示請求時に審査請求人の代理人に手交した資料および一部開示決定時における説明とにより、行政手続法第8条が求める要件を充足していると考ええる。

(7) 裁量的開示について

刑事訴訟法第47条は、「訴訟に関する書類」は公判の開廷前には公にしてはならないとしており、同条ただし書において、公判の開廷前でも公益上の必要その他の事由がある場合に限って公にできる旨規定している。公益上の必要の例としては、国会法（昭和22年法律第79号）第104条に定める「官公署に対する報告又は記録提出の要求」の場合があり、その他の事由について最高裁判例（小法廷決定昭和48年3月13日）は、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開については、極めて限定的に許容されるべきものと判示している。条例第17条に規定する裁量的開示については、審査請求人の主張および本件事案の背景等を総合的に斟酌した上で比較衡量したとしても、刑事訴訟法による適用除外規定および条例の開示規定により保護される法益および開示請求者以外の個人の権利利益よりも、これらの情報を開示することにより得られる開示請求者の権利利益がな

お優越するとは認められず、裁量的開示を行うことが特に必要と認められる状況は存在しないと判断した。

(8) 開示文書における記載の齟齬について

本件開示請求に対し一部を開示した文書に記載されている日時が文書によって異なっていたり、実際に人骨発見の届出があった平成〇年〇月〇日以前の日付が記載されていたりといった齟齬が見受けられるが、これらは全て作成者のミスである。正確には、認知日および検視日は平成〇年〇月〇日であり、文書が作成されたのは、いずれも平成〇年〇月〇日以降である。

第5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、個人の権利利益を保護することを目的としており、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要があることを規定しており、開示・不開示の判断に当たっては本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件開示請求について

本件開示請求は、平成〇年および平成〇年に、〇〇警察署が審査請求人の夫の変死事案に関して調査した内容が分かる審査請求人の夫の個人情報について開示が求められたものである。

これを受け、実施機関においては、対象となる保有個人情報を第4の2のとおり特定した上、その一部を不開示または条例第50条第2項の規定により適用除外となる保有個人情報であるとしているが、審査請求人は、このうち第3の1に記載の部分を不服としてその開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 不開示情報該当性について

実施機関は、本件開示請求における不開示部分について、条例第15条第2号および第

7号に該当する旨を主張していることから、以下検討する。

ア 条例第15条第2号および第7号の判断基準

(ア) 条例第15条第2号は、開示請求者本人に関する情報の中に本人以外の個人情報が含まれている場合において、その情報を本人に開示することにより、その中に含まれる他の個人の正当な利益が侵されることがあるため、このような場合には開示をしないというものである。ただし、同号ただし書アからウまでに掲げられているとおり、法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報、公務員等の職務の遂行に係る情報等については、例外的に開示することとされている。

(イ) 条例第15条第7号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とするものである。そして、同号にいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、同号にいう「おそれ」については、その程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求されると解されている。

イ 発見者からの山中の状況等についての聴取結果の部分について

通報をした者に係る情報や通報の内容を開示することとすれば、今後同様の事案が発生した際、発見者は、通報しようとする事実が犯罪に関係するものであった場合に自分自身や家族等に何らかの害が及ぶのではないかと考えて通報を躊躇するということが大いに考えられる。従って、開示することにより犯罪行為等の正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあると認められるから、これらの部分が条例第15条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は是認できる。

なお、事件性の有無については、実施機関は現時点では事件性がないと判断しているものの、実際には犯罪に起因するものであった可能性が全くないとは言い切れず、また、殺人の公訴時効は撤廃されているため事件性がないことが法的に確定したわけでもない。

ウ 山中の状況および現場の状況に係る警察官の評価や判断等に係る部分について

変死事案に係る現場等の状況についての警察官の評価や判断等に係る情報は、開示することにより、警察捜査の手法や着眼点等が類推される可能性があり、以後の同種事案の捜査活動にも支障を及ぼすおそれがあるものであることが認められる。従って、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。なお、このことは条例第15条第4号に該当すると解しうるところ、実施機関は当該部分を同条第7号に該当するため不開示としているが、同号を適用した実施機関の判断は誤りであるとまでは言

えず、本件処分の適法性の判断を左右するものではない。

エ 山の所有者から聴取した内容の一部について

(ア) 条例第 15 条第 2 号該当性について

当該部分は、被聴取者でなければ知り得ない情報である可能性があり、被聴取者の個人に関する情報であると言える。しかし、当該部分の記述のみで特定の個人を識別することができるわけではなく、被聴取者である山の直近の所有者が誰であるかが判明する他の情報と照合することができてはじめて特定の個人を識別することができることとなるものである。この点について、発見現場は山林の一部であることから、開示されている住所表記のみではどの辺りが発見現場かはっきりとはわからない可能性もあるが、当該部分が開示されれば、近隣の住民や同じ山の別の場所を所有している者などは被聴取者を特定できる可能性がある。従って、当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものであることから、条例第 15 条第 2 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は是認できる。

(イ) 条例第 15 条第 7 号該当性について

情報提供をした者に係る情報や情報提供の内容を開示することとすれば、今後同様の事案が発生した際、何らかの情報を把握している者が、当該情報が犯罪に関係するものであった場合に自分自身や家族等に何らかの害が及ぶのではないかと考えて警察への情報提供を躊躇するということが大いに考えられる。従って、開示することにより犯罪行為等の正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあると認められるから、これらの部分が条例第 15 条第 7 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は是認できる。

(2) 条例第 50 条第 2 項の規定により適用除外とされた保有個人情報について

本件処分においては、報告書 2 中の「添付された刑事訴訟に関する書類」の部分および「本件検視事案に関し作成された刑事訴訟に関する書類」の部分に係る保有個人情報が、条例第 50 条第 2 項の規定により適用除外とされているが、審査請求人は、当該部分を開示すべきと主張していることから、以下検討する。

ア 条例第 50 条第 2 項の規定について

条例第 50 条第 2 項は、行政機関個人情報保護法その他の法律の規定により行政機関個人情報保護法の開示請求等に係る規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、開示請求等および審査請求に係る規定を適用しない旨規定している。本件審査請求においては、この規定により適用除外となる保有個人情報のうち、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項の規定により行政機関個人情報保護法の開示請求等に係る規定の適用を受けないこととなる「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に、本件処分において条例第 50 条第 2 項の規定により適用除外とされた保有個人情報が該

当するかが問題となる。

イ 適用除外の当否について

実施機関は、弁明書において、殺人および死体遺棄等の事件性の観点から司法検視（代行検視）を行い、刑事訴訟に関する書類を作成したとしており、実施機関が説明しているとおりに、報告書2中の「添付された刑事訴訟に関する書類」は、刑事訴訟に関する書類の一部として作成された検視調書の写しである。

本件事案においては、検視調書等は検視規則第5条の規定により〇〇地方検察庁に送付されているものの、送付されなかった書類や送付記録の写しが現在も〇〇警察署において保管されており、これらの事実や実施機関の弁明書および口頭説明の趣旨からすると、現時点において、死亡が犯罪に起因するものであるとの判断には至っていないと思われる。

しかしながら、これら刑事訴訟に関する書類として作成されたものは、送致を行った場合はもとより、直ちに送致をとらなかったとしても、その後の状況の変化により、犯罪による死亡の疑いが判明した場合には送致をとる必要が生じ、当該事件に関する刑事訴訟に関する書類となる可能性のあるものであることから、これらが刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により行政機関個人情報保護法の開示請求等に係る規定の適用を受けないこととなる「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当することは明らかである。

よって、本件処分において条例第50条第2項の規定により適用除外とされた保有個人情報は、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により行政機関個人情報保護法の開示請求等に係る規定の適用を受けないこととなる「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当し、条例第50条第2項の規定により適用除外となる保有個人情報であることから、不開示が妥当である。

この点について、審査請求人は、条例の開示・不開示の判断にあたっては、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうかなどの実質的判断をすべきである旨主張するが、前述のとおり、殺人の公訴時効は撤廃されているため事件性がないことが法的に確定した状況にはないこと、条例上、上記審査請求人の主張の根拠となる規定はなく、また、実質的判断を行うべきであるという基準が判例等で確立されているわけでもないこと、その他実施機関の判断を違法とすべき理由はないと認められるから、審査請求人の主張は採用することができない。

(3) 裁量的開示について

審査請求人は、条例第17条の規定による裁量的開示を行うべき旨を主張しているの
で、以下検討する。

条例第17条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつ

ても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる」と規定している。この規定は、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当すると判断される場合であっても、実施機関の高度な行政的判断により、不開示情報の規定により保護される利益と当該保有個人情報を開示することにより保護される個人の権利利益を比較衡量し、後者がなお優越すると認める場合には、当該保有個人情報を開示することができることとするものであるが、この規定は、条例の適用そのものがされない条例第 50 条第 2 項の規定により適用除外とされた保有個人情報については、適用されない。

また、条例第 15 条各号の規定により不開示となった部分について、審査請求人は、処分庁が不開示とした情報が条例が定める不開示情報に該当するとしても、審査請求人の立場や切なる思いを汲んで条例第 17 条が定める「裁量的開示」をすべき事情がないか慎重な判断をするよう求めていることを踏まえ、当審議会においても不開示部分の記載内容を確認して慎重に判断したが、開示を相当とするような特別な事情は認められなかった。

従って、条例第 17 条の規定による裁量的開示を行うべきとする審査請求人の主張は採用することができない。

(4) 理由付記について

審査請求人は、条例第 50 条第 2 項の規定により適用除外となった部分について、理由付記の欠如を主張しているが、実施機関は、本件処分において、当該部分が刑事訴訟に関する書類であることを記載しており、適用除外となった理由を具体的に記載していることから、行政手続法第 8 条の規定に反するものとは認められず、従って、審査請求人の主張は採用することができない。

4 付言

本件開示請求に対し一部が開示された文書について、実際に人骨発見の届出があった平成〇年〇月〇日以前の日付が記載されている等、複数の文書において記載された日時に齟齬がある。実施機関によればこれらは事務的なミスであるとのことであるが、実施機関は、経緯も含めた意思決定に至る過程等を合理的に跡付け、または検証することができるようにするため、公文書を正確に作成する義務を負っており、また、このような公文書の記載の誤りは、業務の処理や後日の事実把握に支障を生じかねないのみならず、審査請求人はもとより県民の行政に対する信頼の失墜につながりかねない。実施機関においては、今後このようなことがないように、公文書の正確な作成を徹底されたい。

5 結論

以上により、「第 1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

第 6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和 2 年 5 月 21 日	・実施機関から諮問を受けた。
令和 2 年 9 月 14 日 (第 12 回第二分科 会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和 2 年 10 月 26 日 (第 13 回第二分科 会)	・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和 2 年 11 月 30 日 (第 14 回第二分科 会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
令和 3 年 1 月 20 日 (第 15 回第二分科 会)	・答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第二分科会

別表

開示請求 の内容	特定された保有個人情報の内容	不開示部分	不開示理由
<p>平成〇年 および平 成〇年 に、〇〇 警察署が 亡夫の変 死事案に 関して調 査した内 容が分か る私の夫 の個人情 報</p>	<p>1 死体調査等結果報告書（〇〇警察署－〇〇〇〇号、死亡者不詳のもの）</p>	<p>(1) 決裁枠の「係員」欄および同欄外の印影ならびに「本部速報」の「発」「受」欄および「署責任者」の「氏名」欄 (2) 「生命保険」欄の一部および「行政機関通報」欄 (3) 「署責任者」の「電話」欄 (4) 調査等補充報告書の1頁2行目から6行目 (5) 調査等補充報告書の1頁18行目から27行目の一部 (6) 調査等補充報告書の1頁27行目の一部および2頁14行目から15行目の一部 (7) 調査等補充報告書の4頁2行目から3行目、7行目および16行目の一部 (8) 調査等補充報告書の4頁20行目から26行目まで (9) 死体取扱従事員表の「検視官」欄および「調査等補助者」</p>	<p>(1) (4) (7) (9) 2号 (2) 4号、7号 (3) (5) (6) 7号 (8) 2号、7号</p>

		の欄の氏名	
2 回議書（起案日：平成○年○月○日付けのもの）	(1)「担当」欄の電話番号 (2)「担当」欄の氏名および決裁枠の「係長」欄の印影ならびに添付書類の2頁16行目の一部		(1) 7号 (2) 2号
3 死体調査等結果報告書（○○警察署-○○○○号、死亡者○○○○のもの）	(1)「検察官通報」の「発」欄、「本部速報」の「発」「受」欄および「署責任者」の「氏名」欄 (2)「検察官通報」の「受」欄 (3)「生命保険」欄の一部および「行政機関通報」欄 (4)「署責任者」の「電話」欄 (5)死体調査等記録書の発見者および届出者の「住居」「職業」「ふりがな」「氏名」ならびに「年齢」 (6)死体取扱従事員表の「検視官」欄および「調査等補助者」の欄の氏名 (7)添付された刑事訴訟に関する書類		(1)(2)(5)(6) 2号 (3)4号、7号 (4)7号 (7)第50条第2項（適用除外）
4 本件検視事案に関し作成された刑事訴訟に関する書類	全部		第50条第2項（適用除外）